

1. 海上運送法 事業種別一覧表

許 可

事前届出

事後届出

海上運送事業

船舶運航事業

海上において船舶により人又は物の運送をする事業

定期航路事業

一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を公示して行う船舶運航事業

旅客定期航路事業

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送をする定期航路事業

一般旅客定期航路事業

（許可）

（法第3条）特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業

対外旅客定期航路事業

（事前届出）

（法第19条の4）本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う外航旅客定期航路事業

特定旅客定期航路事業

（許可）

（法第19条の3）特定の者の需要に応じ特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業

貨物定期航路事業

（事前届出）

（法第19条の5）その他の定期航路事業

人の運送をする貨物定期航路事業

（法第19条の5）旅客定員12名以下の船舶で行う貨物定期航路事業

人の運送をする内航貨物定期航路事業

（事前届出）

（法第19条の5）国内間において行う貨物定期航路事業

特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業

（事前届出）

（法第19条の6の3）特定の者の需要に応じ特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業

人の運送をする外航貨物定期航路事業

（事前届出）

（法第19条の5）本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおいて行う外航定期航路事業

不定期航路事業

（事後届出）

（法第20条）定期航路事業以外の船舶運航事業

人の運送をする不定期航路事業

（法第20条第2項）・旅客定員12名以下の船舶で行う不定期航路事業

・航路不定で行う（旅客）不定期航路事業

人の運送をする内航不定期航路事業

（事前届出）

（法第20条第2項）国内間において行う（旅客）不定期航路事業

特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業

（事前届出）

（法第20条第2項）旅客船で行う特定旅客のための不定期航路事業

人の運送をする外航不定期航路事業

（事前届出）

（法第20条第2項）本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間で行う外航（旅客）不定期航路事業

旅客不定期航路事業

（許可）

（法第21条）一定の航路に旅客船を就航させて人の運送を行う不定期航路事業

第1号許可

第2号許可以外のもの

第2号許可（小型船舶旅客不定期航路事業）

小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業

船舶貸渡業

（事後届出）

（法第33条）船舶の貸渡（期間傭船を含む）又は運航の委託をする事業

海運仲立業

（事後届出）

（法第33条）海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業

海運代理店業

（事後届出）

（法第33条）船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業